

全員 **司法書士会会員向け** (送付数 18,113、回答数 451、回収率約 2%)

## 任意後見契約に関するアンケート

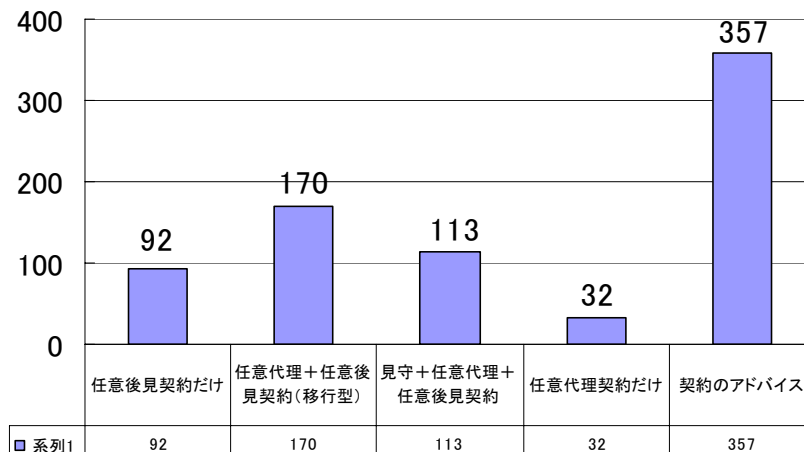
成年後見申立件数は年々増加傾向にあり、昨年度の同申立件数は 17,246 件、そのうち任意後見監督人選任申立件数は 243 件と、制度発足初年度と比較して 4.8 倍となっています。司法書士の成年後見に関する事件への関与実績も着実に増えていることから、司法書士の任意後見の関与状況を把握し、制度改善のための提言の検討や今後の活動資料とするため、以下のとおりアンケートを実施しますので、ご協力下さいますようお願いいたします。

ご多忙の折誠に恐縮ですが、以下の設問にお答えいただき、**平成18年2月28日(火)までに成年後見センター・リーガルサポート (FAX: 03-5363-5065)宛て**にご送付下さいますようお願いいたします。

日本司法書士会連合会  
(社)成年後見センター・リーガルサポート

1. 締結した任意後見契約(任意代理含む)の契約方式は以下のどの契約方式で、かつ、今までに何件締結しましたか?

- |                      |           |        |
|----------------------|-----------|--------|
| (1) 任意後見契約(将来型)だけ    | ( 92 ) 件  | 2の問へ   |
| (2) 任意代理+任意後見契約(移行型) | ( 171 ) 件 | 5の問へ   |
| (3) 見守+任意代理+任意後見契約   | ( 113 ) 件 | 3・5の問へ |
| (4) 任意代理契約だけ         | ( 32 ) 件  | 4・5の問へ |
| (5) 契約のアドバイス         | ( 357 ) 件 | 6の問へ   |



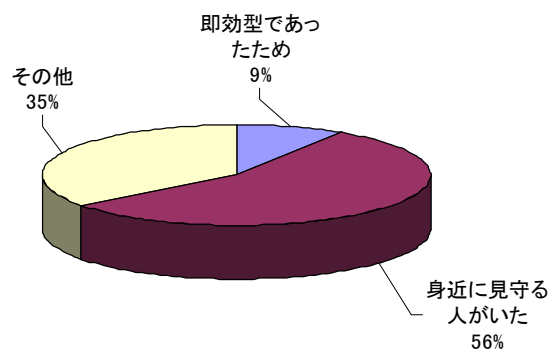
2. 1 - (1) の契約をされた方にお聞きします。

2 - 1 何故将来型の契約を選択されたのですか?

即効型(判断能力減退)であったため【6】

本人を身近に見守ってくれる人がいたため【36】

その他【23】



その他意見

## 会 員

- |  |     |
|--|-----|
| 1 . 本人の希望による（経済的希望を含む）                               | 18件 |
| 2 . 任意後見受任者等が契約以外で事実上の見守りをするから<br>（権利擁護事業者による見守りを含む） | 2件  |
| 3 . 見守り契約 + 任意後見契約                                   | 1件  |
| 4 . 法定後見申立人確保のための任意後見契約である                           | 1件  |

## 非会員

### 1 . 見守り契約 + 任意後見契約

任意代理契約についてはあらかじめ包括的に契約を締結するのではなく、本人の状況に応じて希望があれば必要部分につき追加的に依頼を受けるとしています。それまでは見守り契約のみとしています。（「任意代理」ということは、本人の契約締結能力があるということですから、その時点で本人が希望する部分の委任を受けて業務を行うという形で考えています。また持続的代理権条項については、慎重に考えています。）

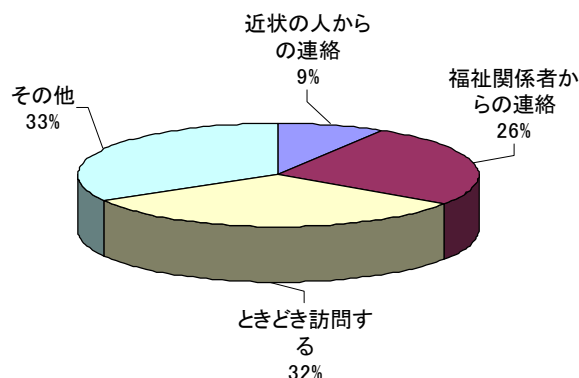
### 2 - 2 契約を発効すべきかどうか、本人の状況をいかに把握しますか？

近所の人からの連絡【7】

福祉関係者からの連絡【21】

ときどき訪問する【27】

その他【26】



## その他意見

### 会 員

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 1 . 本人や親族側から定期、不定期の連絡（訪問・電話・手紙等）     | 12件 |
| 2 . 受任者側から安否確認の電話連絡                  | 2件  |
| 3 . 本人・親族側か受任者側か、双方向による定期、不定期の連絡     | 8件  |
| 4 . 甥、姪の3名が任意後見人。当職が任意後見監督人に推薦されている。 | 1件  |
| 5 . 複数後見につき、身近にもう一人受任者がいる。           | 1件  |
| 6 . 甥、姪の3名が任意後見人、当職が任意後見監督人に推薦されている  | 1件  |
| 7 . 受任者から司法書士へ連絡                     | 4件  |

### 非会員

- 1 . 候補者に任せてある。
- 2 . 民生委員から。知人。

2 - 3 . 2 - 1 で即効型を選択された方にお聞きします。何故、補助制度ではなく、即効型を選択されましたか？

**意見**

**会員**

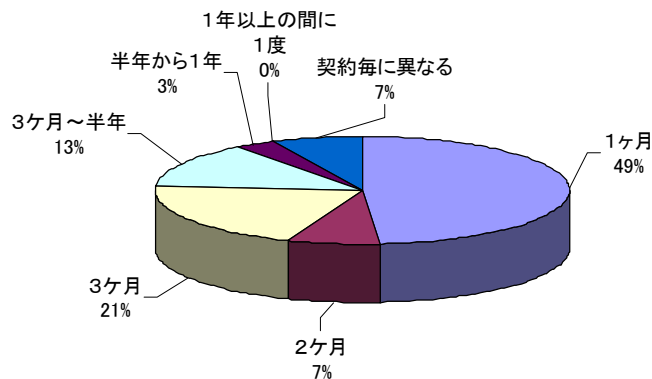
- 1 . 暗黙の了解の形で払戻し等行っている。
- 2 . 判断能力が保佐と補助の限界事例の為。親族照会を避けるため。
- 3 . 高齢（92歳）で身寄りがなく、施設入所の身元保証を要請されたため。
- 4 . 本人は統合失調症であったので、いつ病状が変化するかわからず、全般的な代理権が必要と考えた為。
- 5 . 死後の事務委任など、任意後見でなければ対応できないものがあったので。

**非会員**

- 1 . 精神的、体力的に減退することが明らかであった。
- 2 . 公証人と協議の上。

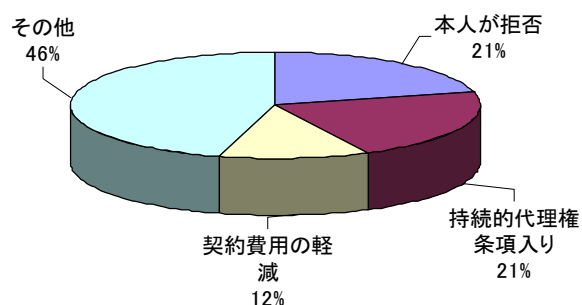
3 . 1 - ( 3 ) の契約をされた方にお聞きします。  
どの程度の頻度で面談されますか？

- 1ヶ月に1度【33】
- 2ヶ月に1度【5】
- 3ヶ月に1度【14】
- 3ヶ月～半年の間に1度【9】
- 半年から1年の間に1度【2】
- 1年以上の間に1度【0】
- 契約毎に異なる【5】



4 . 1 - ( 4 ) の契約をされた方にお聞きします。  
その契約を締結されたのは何故ですか？

- 任意後見契約の締結について本人が拒否したから【7】
- 持続的代理権条項を入れた契約を締結したから【7】
- 契約費用の軽減のため【4】
- その他【15】



**意見**

## 会員

1. 理解が得られたら、将来締結する予定。
2. 現在、任意後見契約について検討中。
3. 成年後見制度施行前であったため。又、本人はいわゆる丸投げ的な態度で任意後見の意味がないと考えたため。判断能力が低下したら軽度のうちに本人申立による補助開始申立を行う予定。
4. 急を要することだけを任意代理で行い、これから任意後見契約を考えていく。
5. 公証人の判断によると任意代理契約までは良いが、任意後見契約をするための意思能力（本人の）が足りないとのことであった。
6. 銀行、郵便局はOK。証券会社は（本部の）マニュアルで「代理」はダメと断られた。
7. 余命を医師より知らされていた。
8. 任意後見契約までのつなぎとして締結。
9. この契約は、本人の親族が任意代理契約をし、当職が任意監督人になった事例です。
10. 任意後見契約条項が決まらず、任意代理契約を先行。
11. 本人が被保佐人のため。
12. 緊急の入院手続きが必要だったため。

## 非会員

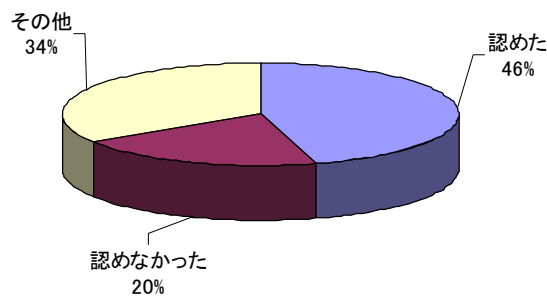
1. 任意後見契約に至る信頼関係の構築前で、管理のみで出発したので。
2. 前任者の司法書士（現在は退会）が辞任したことから施設の紹介で。
3. 区役所より早急にグループホームへの入所手続きを依頼され、金融機関も取引を認めたため任意代理契約でスタートした。

5. 1 - (2)(3)(4)の契約をされ、任意代理事務を遂行された方にお聞きします。  
金融機関は、代理人による取引を認めましたか？

認めた【63】

認めなかった【28】

その他【47】



## その他意見

### 会員

1. 金融機関へ届出（通知）をしていない 11件  
（本人からキャッシュカードを預っている・代理契約はしたが金融機関に行っていない等々）
2. 任意代契約が発効していない（本人の意思表示による発行） 6件
3. 委任状や本人の自署・印鑑証明書等、別途本人関与を要求された 5件

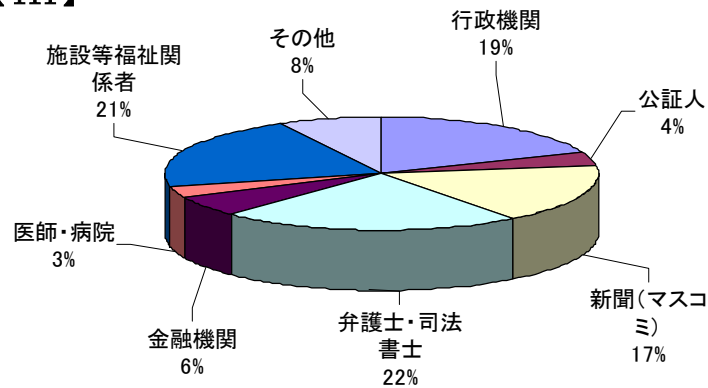
- 4. 郵政公社の指名代理人制度を利用 1件
- 5. 取引のある金融機関で口座をつくったため、あまりうるさいことは言われなかった。 1件
- 6. 金融機関によりまちまちである。 10件
- 7. 代理人届出を認めても高額の払戻しには、本人の確認を要求された 1件
- 8. 自ら本人を同行させたりして対応している 1件

**非会員**

- 1. 現実に任意代理事務は行っていない。
- 2. 本人の親族が任意代理人及び後見人に就任する。
- 3. 任意代理の場合は、その都度委任状を求められる。
- 4. 未だ当職と金融機関とは取引していない。
- 5. 金銭の出し入れの権限はなく、保管のみ。出入金は本人と同行の上、本人が行った。
- 6. 就任した直後で不明。
- 7. 最初に本人と同伴し、金融機関が意思確認したうえでその後は代理を認めた。

**6. 回答者全員にお聞きします。本人が任意後見制度を知ったのは、どこからでしたか？ (複数回答可)**

- 行政機関(区役所・市役所等)【101】
- 公証人【19】
- 新聞(マスコミ)【90】
- 弁護士・司法書士【129】
- 金融機関【32】
- 医師・病院【17】
- 施設等福祉関係者【111】
- その他【  】



**その他意見**

**会員**

- 1. 民生委員等の地域の人、親族、知人 4件
- 2. 書籍・パンフレット等 2件
- 3. 税理士 1件
- 4. 不動産業者 1件

**非会員**

- 1. 不動産業者 1件
- 2. コンサルティング会社 1件
- 3. 住職 1件

